

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和7年10月6日

熊本地方法務局 登記官 川畑文保

記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
3300-2024-6065	上益城郡御船町大字木倉字平4375番
3300-2024-6079	上益城郡御船町大字木倉字威徳寺4766番